

企業会計原則と社会会計原則

河野正男

本稿は、企業会計と社会会計の異同を明らかにするために、評価および記録時点の観点から、両会計の原則の比較、検討を試みたものである。企業会計については、わが国の企業会計原則を取り上げた。社会会計については、国際連合を中心にしたいくつかの国際機関が共同で作成、刊行した国際的な社会会計の原則である「国民勘定体系（*System of National Accounts*, 略称 SNA）」の1993年版（1993SNA）および2008年版（2008SNA）の内容を検討した。その結果、両会計の対象領域および会計目的などが異なることから生じる相違点（典型的には、企業会計は取得原価評価を、社会会計では市場価格評価あるいは時価評価を採用）を除けば、違和感を持つような大きな相違点はないとの結論に至った。かくして、評価および記録時点に関する会計ルール観点から、社会会計は会計一族たりうることを指摘した。

1. はじめに

多くの企業会計研究者にとっては、GDPあるいは国民所得といった社会会計分野の用語には慣れ親しんでいるであろうが、この用語の背景となる国民所得会計、そして投入産出会計、資金循環会計、国民貸借対照表会計および国際収支会計などからなる社会会計全般に関する内容を知る研究者は数少ないと思われる。

社会会計分野の主要分野である国民所得会計の勘定表すなわち国民所得勘定の作成に関する国際的会計基準（原則）が策定され50年以上になる。この間、何度か改訂され今日に至っている。この原則は、後述するように SNA と呼ばれ、わが国を含めて各国に普及している。

そこで、企業会計原則と SNA を中心とする社会会計原則との比較を試み、社会会計への理解の一助としたい。

2. わが国の企業会計原則

(1) 企業会計原則の体系

第2次世界大戦後の経済的混乱に対応するために、主として、経済安定、物価統制、経済

統制の確保などを目的として1949（昭和24）年に経済安定本部が設置された。その1つの組織である企業会計審議会が、同年7月に中間報告として、「企業会計原則」を公表した。

企業会計原則・同注解を見ると、最初に、「企業会計原則の設定について」なる項目があり、そこに、目的、会計原則、財務諸表の体系および財務諸表準則についての説明がある。財務諸表の体系という箇所では次のような体系が示されている¹⁾。

損益計算書

剰余金計算書

剰余金処分計算書

貸借対照表

財務諸表付属明細書

1949年の企業会計原則は、社会の変化に応じて何度か改正されている²⁾。

しかしながら、上記の体系は、1974（昭和49）年の改訂で次のように改められ、今日に至っている³⁾。

損益計算書

貸借対照表

財務諸表付属明細書

利益剰余金計算書

本稿ではこれらの計算書中、主として損益計算書および貸借対照表の作成に関わる諸基準に関心があり、以下、企業会計原則における損益計算書および貸借対照表に関わる基準を検討する。

(2) 企業会計原則における諸原則

企業会計原則は3部構成になっている。すなわち第1部 一般原則、第2部 損益計算書原則および第3部 貸借対照表原則である⁴⁾。順に取り上げる。なお、3種の原則中の諸原則（諸基準）の内容は周知のこととして、それらの説明は省くことにする。

一般原則

- ① 真实性の原則 ② 正規の簿記の原則 ③ 資本取引・損益取引区分の原則 ④ 明瞭性の原則 ⑤ 継続性の原則 ⑥ 保守主義（安全性）の原則 ⑦ 単一性の原則

1) 中央経済社（2007）3頁。

2) 中央経済社（2007）4-7頁。

3) 中央経済社（2007）7頁。

4) 中央経済社（2007）8頁。

損益計算書原則

① 発生主義の原則（含む；実現主義） ② 総額主義の原則 ③ 費用収益区分の原則

原則と明記されているのは以上の3原則であるが、“損益計算書の区分”なる項目が3原則と並んで示されており、これも原則とみなしていいであろう。

貸借対照表原則

① 科目の分類の原則 ② 資産評価の原則 ③ 費用配分の原則（含む：資産の減価償却）

以上の3原則のみが明示されている，“項目の配列の方法（原則として流動性配列法の採用）”や“資本と資本剰余金の区別”にも触れられておりこれらも主要な原則とみなされる。

3. 社会会計原則の策定過程

社会会計の理解に当たって国際連合から刊行された『国民勘定体系（System of National Accounts）』（略称、SNA）は重要な文献である。SNAは、1953年に初版が刊行され、その後、1960年、1964年、1968年、1993年および2008年に改定版が刊行されている。

インターネット上の検索で見出した「国民経済計算の2015年（平成27年）基準改定に向けて」なる資料中に“近年の基準改定の経緯”と題する一覧表があり、そこに、簡略な記述ではあるが、わが国の国民経済計算のSNAへの対応が示されている。それによると、改訂実施年度でいうと、2000年度は1993SNAへの対応として、勘定体系の変更および無形固定資産の導入が、2005年度は1993年SNAへの対応として、パッケージソフトウェアの資本としての記録が、2011年度は1993SNAならびに一部2008SNAへの対応として、間接的に計測される金融仲介サービス（FISIM）の導入、政府関係諸機関の分類の見直し、および自社開発ソフトウェアの資本としての記録が、2016年度は2008SNA対応として、研究開発および防衛装備品の資本化が、それぞれ行われた⁵⁾。

以上に鑑み、1993SNAおよび2008SNAについて見ていくことにしたい。

(1) 1993SNA

1993SNAは、序文で、その特徴として更新、明瞭化・単純化および調和化を挙げている⁶⁾。さらに、1993SNAが果たす役割として、次の4つを挙げている⁷⁾。

① 経済の包括的見方の提供、② 国民勘定のほぼ普遍的な手引きの期待、③ 弾力性が必要であるとの認識、④ 統計における国民勘定の中心的役割の強調。

5) 内閣府（2021）。

6) Commission of the European Communities et al. (1993) p. xxxiii-xxxiv.

7) Commission of the European Communities et al. (1993) p. xxxiv.

以上のような特徴と役割を担って作成、公表された1993SNAは、序文および目次を除く本文のみで、A版711頁の大部の冊子であった。

ところで、1953SNA、1960SNA、1964SNAおよび1968SNAでは、会計ルールとして1箇所ですべて的には取扱われておらず、関連箇所です散的に説明されていた。1998SNAは大部のものとなったこともあり、第3章として「フロー、ストックおよび会計ルール」という1章を設け基本的ルールが説明されている他、さらに基本的ルールの個別的適用については関連各所で詳述されているが、基本的ルールの箇所のみについて取り上げる。

1993SNAの会計ルールとしては、評価、記録時点、集計、純計処理および連結等について触れられているが、評価と記録時点に絞って検討する。

A) 評価

① 一般ルール

財貨およびその他の資産、サービス、労働あるいは資本の提供は、現金（現通通貨または通貨性預金）と実際に交換されるか、あるいは交換されうる価値すなわち現在交換価値で測定することが基本である⁸⁾。

しかしながら、現在交換価値が入手できない場合がある。この場合には間接的方法による評価を必要とする。すなわち同一あるいは同種の項目が十分な量かつ同様な状況で現金で取引されている市場から評価の基礎となる価値を入手することが推奨される⁹⁾。

また、特定の非貨幣的フロー項目またはストック項目に関して、評価にあたり参照とすべき適切な市場が存在しない場合、次善の策として、より関連性の薄い市場で成立している価格が利用される場合も考えられる。さらに、財貨・サービスによっては、それらの生産に経常的に要する費用額で評価せざるをえない。たとえば自ら製造し使用する固定資産がある。この場合、生産者に帰属する営業余剰や混合所得を費用額に含める必要がある。しかしながら、政府単位や対家計民間非営利団体により生産される財貨やサービスについては、これらの単位は本来営利目的での生産を行わないことから、営業余剰は考慮してはならないとされる¹⁰⁾。

しばしば、ストックは、償却費控除後の当期取得価値や生産費によって評価される。この場合、償却費の計算に当たっては、当該ストックの購入または生産以外のあらゆる変化すなわち固定資本減耗、部分的減耗、枯渇、劣化、予想外の陳腐化、偶発的損失およびその他の予想外の事象等が考慮されねばならない¹¹⁾。

8) Commission of the European Communities et al. (1993) p.79 (para.3.70).

9) Commission of the European Communities et al. (1993) p.79 (para.3.72).

10) Commission of the European Communities et al. (1993) p.79 (para.3.73).

11) Commission of the European Communities et al. (1993) p.79 (para.3.74).

上述したいずれの評価方法も適用できないような場合には、理論的には、フローおよびストックは、期待将来収益の割引現在価値で評価される。しかしながら、この評価方法については理論的視点からは支持されうるが、使用される推計に多くの仮定を含み、推計結果も非常に不確かであるとの理由で、一般的に推奨されないとしている¹²⁾。

外国通貨に関連するフローおよびストックについても言及されている。これらの項目については、勘定に記録される時点すなわち取引その他のフローが発生する時点か、あるいは貸借対照表に計上される時点における為替レートで自国通貨に換算される¹³⁾。

B) 記録時点

① 一般ルール

取引の記録時点としては、取引に関わる連続するさまざまな時点が考えられる。例えば、商業取引の場合、売買契約の締結、財貨の引渡、支払義務の発生、購入者による代金の支払等の時点である¹⁴⁾。このような連続する時点に関わる記録時点の基準としては、現金主義、支払義務主義および発生主義がある。1993SNAでは、a) マクロ経済的分析の要請 b) ミクロ経済的観点、および c) 一般的に利用可能な情報源などを考慮し、一貫して発生主義による記録が推奨される¹⁵⁾。

現金主義会計では現金支払時点で記録する。政府の歳入・歳出の記録に広く用いられている他、ある種の企業目的にも使用されている。記録時点が明確である反面、その時点は、関連する経済活動および取引から著しく乖離する可能性があるため、1993SNAでは採用されない¹⁶⁾。

支払義務主義では、追加費用や罰金を負担することなく、現金支払が可能な最終日に現金支払を伴うフローを記録することに加えて、現金支払が生じる時点での実際の現金支払を記録する。支払義務が発生する時点と実際に支払が行われる時点との期間では、金融勘定に受取債権あるいは支払債務を記録することにより橋渡しが行われる。この記録基準は現金主義より包括的な記述を可能にするが、依然として記録が貨幣フローに限定されるという欠点がある¹⁷⁾。

さて、発生主義会計であるが、それは、経済価値が創造、変形、交換、移転あるいは消滅する時点でのフローを記録する。具体的にいうと、所有権の移転を意味するフローは所有権

12) Commission of the European Communities et al. (1993) p.79 (para.3.75).

13) Commission of the European Communities et al. (1993) p.79 (para.3.76).

14) Commission of the European Communities et al. (1993) p.81 (para.3.89).

15) Commission of the European Communities et al. (1993) p.81 (para.3.91).

16) Commission of the European Communities et al. (1993) p.81 (para.3.92).

17) Commission of the European Communities et al. (1993) p.81 (para.3.93).

が移転する際に、サービスはそれが提供される際に、産出は生産物が創造される際に、そして中間消費は原材料が費消される際に、それぞれ記録される。発生主義会計の採用の理由として、a) 発生主義による記録時点は、1993SNAにおける経済活動およびその他のフローの定義と完全に一致していること、b) 発生主義会計は非貨幣的フローに適用可能であることの2つを挙げている¹⁸⁾。

(2) 2008SNA

2008SNAは、1993SNAの改訂版である。本文のみで、A4版、610頁の大部の冊子である¹⁹⁾。第3章の「フロー、ストックおよび会計ルール」中の“会計ルール”の箇所を中心に見ていくことにする。この箇所では、四重記入会計、評価、記録時点および集計・純計・連結の4課題の内容の説明がされている。ここでは、1993SNAの記述との整合性を考え、評価と記録時点に絞って取り上げることにした。

A) 評 価

① 一般ルール

SNAで取り扱われるフローとストックは、基本的には、現在交換価値すなわち市場価格で評価することが原則とされる²⁰⁾。ここでいう市場価格は、購入者が財貨あるいはサービスを取得するために支払う金額を意味する。それゆえ、独占的市場で成立した価格も市場価格とされる²¹⁾。購入者にとっての価格は、販売価格に、対象とされる財貨あるいはサービスに課せられる税金を加算し、補助金を差し引き、さらに販売者によるリベートや返金などを調整した価格である²²⁾。

B) 記 録 時 点

① 記録時点の選択

記録時点の選択をする場合、貸借対照表に記録されるストックデータと国民勘定等に記録されるフローデータを区別しなければならないと記している。ストック表たる貸借対照表は、時系列の特定の時点に関わっている。これと対照的にフローは、所与の期間全般にわたって個々の取引として散在している²³⁾。フローに関しては、考慮すべき問題が2つある。1つ目は、個々のフローが、どの会計期間に記録されるべきかを明らかにするルールの必要性であ

18) Commission of the European Communities et al. (1993) p.81 (para.3.94).

19) Commission of the European Communities et al. (2009).

20) Commission of the European Communities et al. (2009) p.50 (para.3.118).

21) Commission of the European Communities et al. (2009) p.50 (para.3.119).

22) Commission of the European Communities et al. (2009) p.50 (para.3.121).

23) Commission of the European Communities et al. (2009) p.55 (para.3.159).

る。2つ目は、取引による正味資産の変化と保有利得あるいは損失の区別である。後者は、特に、高度のインフレーション時には見過ごしのできない問題であることが追記されている²⁴⁾。前者の問題の対応については次のように述べている。すなわち企業などの制度単位の活動は、数会計期間にわたっていることが多い。通常、取引は、売買契約に始まり、財貨の譲渡時、支払が正当化される時、支払義務の発生時および実際の支払時と、いろいろな時点に関わっている。これらの時点に関わる記録の基準として、現金主義、正当な支払日基準、支払義務基準および発生主義がある。2008SNAでも、(a)マクロ経済分析の要請 (b)ミクロ経済の見方、および (c)共通的に利用可能な資料の3点を考慮し、発生主義による記録が選択される²⁵⁾。

② 発生主義による記録の選択

2008SNAでは、1993SNAと同様に、発生主義会計が採用され、経済価値が創造、変形、交換、移転あるいは消滅される時点で、フローを記録する。具体的には、産出は財貨の所有権の変更が生じる時点で、サービスは提供される時点で、生産物は創造される時点でそれぞれ記録される。また、中間消費は、材料および供給品が使用されつつある時点で記録される²⁶⁾。

4. わが国の社会会計原則

本章では、わが国の『国民所得白書』および『国民経済計算年報』を経年的に調べ、わが国で実際に採用されている社会会計原則を確認する。

第2次世界大戦後、政府機関が公に国民所得の調査報告を発表したのは1952（昭和27）年1月のことである。経済安定本部財政金融局国民所得調査室より『昭和25年度 国民所得調査報告』が刊行された。

(1) 『昭和25年度 国民所得調査報告』

『昭和25年度 国民所得調査報告』（以下、S25暦年報告と略称）では、主要統計表として、第1表から第12表までが掲示されている²⁷⁾。

以下、第1表「昭和24年度及び25暦年国民所得と国民生産勘定」を中心に検討し、必要に応じて他の表を参照することにした。

第1表の項目は、大きく、国民総生産費と国民総生産に2区分される。その上で、前者の項目は、1. 国民所得 2. (加算) 間接事業税 3. (控除) 補助金 4. (加算) 資本減耗引当

24) Commission of the European Communities et al. (2009) p.55 (para.3.160).

25) Commission of the European Communities et al. (2009) p.55 (para.3.162).

26) Commission of the European Communities et al. (2009) p.55 (para.3.166).

27) 経済安定本部財政金融局国民所得調査室（1952）「第二 統計表と推計」24-41頁。

5. (加算) 統計上のそこ、に再区分され、これらの5項目の合計として、6. 国民総生産費が示されている。後者の内訳項目は、7. 個人消費支出 8. 国内総資本形成 9. 海外純投資 10. 政府の財貨サービスの購入に再区分され、これらの4項目の合計として、11. 国内総生産が示されている²⁸⁾。

SNAの検討に当たり重視してきた“記録の時点”および“評価”の観点から、第1表の内容を検討する。

まず、国民総生産費の内訳項目を取り上げる。国民所得は、その内容を示した第2表によると、勤労所得、個人業主所得、法人所得(税引前)、その他の4項目からなる。

勤労所得は、農業、林業、水産業およびその他諸産業の4項目に再分して説明される。農業については、「農業センサス」(昭和22年8月)および「世界農業センサス」(昭和25年2月)よりの農業戸数に、「農業生産調査」(昭和24年1-3月)よりの農家1戸当たり平均雇用労賃額を乗じ、農業勤労所得が求められる。林業および水産業については、物的方法²⁹⁾によって算出された昭和21年の所得を、前者については賃金指数および生産指数を使用して、後者については生産指数と物価指数を使用して、延長推計している。その他の諸産業については、業種別1人当たり平均賃金に、それぞれの産業の勤労者数を乗じて算出している。

第2表では、個人業主所得が個人業主所得、個人賃貸料所得および個人利子所得に3区分されている。その内の個人業主所得であるが、農業、林業、水産業およびその他の諸産業別に推計されている。推計方法は、勤労所得の推計と同一の方法がとられている。個人賃貸料所得は、田畑小作料、宅地地代および家賃に3区分し、推計される。田畑小作料は、田畑反当り小作料に田畑小作面積を乗じて、宅地地代は、宅地坪当り地代に宅地面積を乗じて、家賃は、家屋面積に坪当り家賃を乗じて、それぞれ算出される。個人利子所得は、貨幣利子と帰属利子に区分して推計される。貨幣利子は、預貯金利子、社債利子、国債利子および帰属利子に4区分される。預貯金利子と社債利子については、それぞれの項目の4半期別残高を推計し、これに平均利子率を乗じて算出される。国債利子は、4半期別支払利子総額を、法人、個人別所有国債現在高の比率により案分して推計される。帰属利子は、各種金融機関につき、受取利子および受取配当の総額を、法人、個人別に案分し、その個人の分から、預貯金利子を控除することにより算出される。

法人所得は、個人配当所得、法人留保利潤および法人税に3項目からなる。個人配当所得は「税務統計会社表」から支払配当額を求め、それを法人、個人別に案分して算出する。法人留保利潤は、「税務統計会社表」の会社の税引後の利益金額の50%増したものに「特別法人

28) 経済安定本部財政金融局国民所得調査室(1952)「第二 統計表と推計」24-25頁。

29) 浅野義光(1953)149-160頁;川口弘(1956)62-63頁。

表」の特別法人剰余金留保分を加えた合計から会社の支払配当、重役賞与および欠損金を控除して算出される。法人税は、大蔵省「決算報告書」より、法人税、日本銀行納付金および復金納付金を求めることにより算出される。

官公業剰余金は、昭和24年分は大蔵省「決算報告書」から求められているが、昭和25年分については大蔵省の予算書から算出されている。

海外よりの純受取は、大蔵省の資料によるとしている。

次に、第2～5項目についての推計を見ていくことにする。間接事業税は、中央財政分と地方財政分に分けられる。前者の分は、昭和25年決算における徴収純額から、例えば既存資産の払下げによる収入、出資金・立替金の回収および前年度剰余金等、明らかに本年度の税収入、またはこれに準ずる収入とはみなされないものを差引き、さらに、所得税、相続税等明らかに個人税またはこれに準ずるものとみなされる収入と法人税のごとく事業税であっても直接税とされるものを差し引いて、その残高として求められる。地方財政における間接事業税は、昭和25年度予算推定額（昭和24年は昭和24年度予算決算見込額）から、税収入（但し市町村民税推計額は除く）と使用料手数料収入（分離不可能のためその他の収入も含む）を合計して算出される。

補助金は、価格差異補助金と企業（農業を含む）に対する損失補償金の合計として算出される。

資本減耗引当は、減価償却費と資本偶発損の合計とされる。減価償却費は、官業、個人企業、法人企業、個人住宅別に推計される。官業については、鉄道、郵政、電通等の原局の貸借対照表から、その他については予算額から推計される。個人企業については、製造業と商業の個人企業（農林水は除く）についてのみ、一定の式に基づいて推計される。

法人企業については、4半期別企業調査（大蔵省の調査）から推計される。個人住宅については、分配国民所得の推計に際し、総家賃から純家賃を推計する際の減価償却費から、さらに生産用の自家用部分を控除して算出される。

資本偶発損は、大蔵省銀行局調の保険会社決算表から、損害保険会社の支払保険金額、責任準備金の増加額および支払備金の増額を求め、これらを合計し、さらに、山林火災の損害額を消防庁火災統計から求め、これを加算することにより推計される³⁰⁾。

以上が、国民総生産費に関する推計方法の概要である。

次なる大項目は、国民総生産である。これは、個人消費支出、国内民間総資本形成、海外純投資および政府の財貨とサービスの購入からなる。

個人消費支出は、物的方法で推計した個人消費支出の1948（昭和23）年度の計数を基礎と

30) 経済安定本部財政金融局国民所得調査室（1952）「第二 統計表と推計」52-62頁。

して、飲食業、衣料業、住居費雑費の費目別に1948（昭和23）年12月まで、4半期ごとに延長推計されている。

国内民間総資本形成は、個人住宅建設、企業の耐久施設および在庫品増加からなる。個人住宅建設については、建設省の建設統計から求められている。企業すなわち生産者の耐久施設は、法人企業と個人企業に分けて推計される。前者については、大蔵省の法人企業調査から毎四半期における固定資産増加額のうち、建物、有形固定資産および土地の新設増加額を抜き出し、これに建設仮勘定増加額を加算する手法がとられる。個人企業については、農林水産業と製造工業ならびに商業とに区分し、さらに前者を家屋と農機具に再区分する。家屋は、後述する製造工業ならびに商業と同様な方法で推計する。農機具は、農林省調査による農機具機種別、配給割当数量（ただし、法人企業の大農具購入額は除く）に、機種別の実効価格（農林省調べ、物価統計による）を乗じて推計する。農林水産業以外の個人企業の生産施設の推計は、資料の関係で、製造工業および商業に限定される。これらの項目の推計方法は、国民所得調査室で実施している企業経済調査から、製造工業および商業について、一業主当りの（設備投資－財産売却）／（営業利益）の割合を求め、この比率に、別途推計した分配国民所得中の個人業主所得中の製造工業および商業それぞれの所得を乗じて推計される。

在庫品増加は、資料不足の故をもって、製造工業および商業についてのみ推計したとの記述のみで、その推計方法やデータ源泉には触れられていない。

海外純投資は、大蔵省の国際収支統計に基づいて経常収支の収支純額が算出される。

政府の財貨とサービスの購入は、中央財政と地方財政に分けて推計される。前者中、中央政府の一般会計部分は、基本的には、歳出決算書から支出済総額を求め、これから財貨とサービスの購入以外の支出済額を控除する形で算出される。一般会計以外の会計すなわち厚生保険、船員保険等については、各種保険会計の業務取扱費と下記の官業以外の特別会計の事務費が計上される。官業すなわち公社および公団については、建物その他の固定資産と在庫品の増加額ならびに当期中の減価償却額を決算書あるいは予算書から求めて算出している。

地方財政であるが、公企業とそれ以外の歳出に分けて推計される。公企業は、1949（昭和24）年度分については、その年度の歳出総額に、その中に占める資本的支出の割合を乗じて求め、1950（昭和25）年（4月以降）については、公企業歳入中起債による収入をそのまま投資に見合うものと仮定して計上し、四半期別に4等分して推計される³¹⁾。

(2) 『昭和35年 国民所得白書』

1957（昭和32）年度から、国民所得に関する白書の名称が『国民所得白書』に変わったが、

31) 経済安定本部財政金融局国民所得調査室（1952）「第二 統計表と推計」62-67頁。

変更の理由は明示されていない。

経済企画庁編の『国民所得白書』（以下、『白書』と略称）は、同名で1957（昭和32）年度から1964（昭和39）年度まで刊行され続けた。それぞれの年の『白書』は、最初に、国民所得報告の部を設け、その内訳項目である国民総生産と総支出、個人所得とその処分、財政収支、海外収支、総貯蓄と総資本形成、産業別国民所得、分配国民所得および国民総支出などの表の解説に当てられている。また、第2部以下では、各年度で特別のテーマが取り上げられている。昭和32年度『白書』では、上記の8表のみ（参考表、付表を除く）に絞っての報告書となっている³²⁾。昭和33年度『白書』は、後述するように国民所得の推計方法についても記述されている³³⁾が、昭和34年度、36年度、37年度および39年度『白書』では推計方法についての記述はない³⁴⁾。なお、昭和35年度『白書』では推計方法の改訂が行われた箇所はあるが、大筋、昭和33年度『白書』の推計方法と大きな差はないと推測される³⁵⁾。さらに、昭和38年度『白書』では、かなり詳細な推計方法の記述はあるが、その“はじめに”において指摘されているように、旧統計の不備の改訂と統計精度の向上を中心とするものである³⁶⁾。

(3) 『昭和41年 国民経済計算年報』

経済企画庁経済研究所国民所得部では、国民経済計算審議会を開催し、1965（昭和40）年のその結果を公表している³⁷⁾。この結果を受けて、国民所得に関連する統計の報告書名は、『国民所得白書』から『国民経済計算年報』に変わった。変更の初年度である『昭和41年国民経済計算年報』（以下、S41年『年報』と略称）の推計方法を見ていくことにする。

S41年『年報』は、第1部「新国民所得勘定の概念構成」、第2部「国民所得統計」および第3部「推計方法」の3部構成である。推計方法は、第2部で紹介されている主要勘定および統計表の諸項目に関連させて説明されている。順に見ていくことにする。

A) 国民総生産と総支出勘定

この勘定の借方は国民所得、資本減耗引当、間接税、（控除）経常補助金および統計上の不突合であり、貸方は個人消費支出、政府の財貨サービスの経常購入、国内総固定資本形成、在庫品の増加、輸出と海外からの所得および（控除）輸入と海外への所得である。

32) 経済企画庁編（1959）目次参照。

33) 経済企画庁編（1959）目次参照。

34) 経済企画庁編（1961）；経済企画庁編（1963）；経済企画庁編（1964）；経済企画庁編（1966）。

35) 経済企画庁編（1962）122-127頁。

36) 経済企画庁編（1965）“はしがき”。

37) 経済企画庁編（1966）1-2頁。

a) 国民所得

下記のようないくつかの項目に分けられて推計される。

① 雇用者所得

この項目は、賃金俸給、その他の給与および手当、社会保険料業主負担金からなる。まず、賃金俸給であるが、この項目はさらに農林水産業と農林水産業以外の産業に分けて推計される。農業は、各年度の「農業経済調査報告」(農林省)より求めた全国平均1戸当り農業所得に対する農業雇用労賃の比率を求め、別途推計した農業個人業主所得を乗じて推計される。林業は、1960(昭和35)年産業連関表の勤労者所得を、国営民営別に延長推計して求められる。水産業は、1960(昭和35)年産業連関表の勤労者所得を、[農家、企業体雇用労賃額×経営体数+法人企業統計給与額]の傾向で延長推計される。

農林水産業以外の産業については、原則的に、産業別、雇用形態別、地域別の1人当り賃金にそれぞれの項目に関する雇用者数を乗じて算出する。

② 個人業主所得

この項目も、農林水産業と農林水産業以外の産業に分けて推計される。前者の農業は「農業経済調査報告」から全国平均1戸当り農業所得を求め、これに農業戸数を乗じた結果に、さらに在庫品の増減について、在庫品評価調整が行われる。林業は、昭和35年産業連関表の林業営業余剰から個人業主所得以外の付加価値を控除し、[林業生産指数×日銀卸売物価指数]の傾向で延長推計される。水産業は、1960(昭和35)年産業連関表の水産業営業余剰+自家加工分個人業主所得以外の付加価値を、[漁業、企業体漁業所得×経営体数]の傾向で延長推計することにより算出される。

農林水産業以外の産業は、原則的に、産業ごとの一業主当り平均所得に、それぞれの産業の個人業主数を乗じて推計される。

③ 個人の財産所得

この項目は、賃貸料、利子および配当に再区分される。賃貸料もいくつかの項目に分けられる。まず、田畑小作料は、「田畑別1反当り小作料」(日本不動産研空所調)から反当り平均固定資産税を控除した額に、田畑別小作面積(「作物統計」「世界農林病センサス」等から算出)を乗じて推計される。次に家賃(地代を含む)は、[1平方メートル当り家賃×個人所有家屋面積]により算出され、この家賃総額から修繕料、火災保険料、管理費、減価償却費および固定資産税等の諸費用を控除し、家賃純額が求められる。

利子は貨幣利子と帰属利子に区分される。貨幣利子は、各種金融機関の損益計算書から、預貯金の支払利子を求め、これから、個人、法人別預貯金残高などの比率を利用して個人の貨幣利子を推計し、これに労働省、労働金庫協会資料から推計した社内預金利子受取額を加算して算出する。帰属利子は、一般金融機関の証券投資収入および貸付利子収入から、預金、

債権、借入金などに対する利息および日本銀行からの借入金利鞘を控除したものに、個人、法人預金残高などから求めた個人分の比率を乗じて推計される。以上の他、有価証券利子や信託保険利子等の推計方法について触れられているが割愛する。

配当は、法人所得の推計結果から算出した国内個人配当所得に、「国際収支表」（日本銀行）から推計した海外からの個人配当の受取を加算して算出する。

以上の主要3項目すなわち、雇用者所得、個人業主所得および個人の財産所得に、法人企業からの個人への移転、法人税および税外負担、法人留保、政府の事業余剰および財産所得、（控除）一般政府負債利子および（控除）消費者負債利子を加減することにより、国民所得が得られる。

b) 資本減耗引当

この項目は、減価償却費と資本偶発損からなる。前者中の法人企業の一般産業分は、「法人企業統計調査」の年報および季報を用いて産業別に、取得可能な要素から構成される一定の式を用いて推計される。金融保険業分は、「法人企業投資実態調査」の金融保険業の減価償却費額を充用している。個人企業中の農業および政府企業については、それぞれの区分に見合う統計調査表から減価償却費を求め、これに基づいて推計される。個人非農業と家計住宅については、一定の式に基づいて推計される。

c) 間接税

この項目は税法上の所得算定に際して、経費算入を認められる課税を合算して算出する。

d) 経常補助金

生産者の損失補填を目的として、政府から企業に経常的に給付される金額を合算して算出される。

e) 統計上の不突合

$[(\text{国内総固定資本形成} + \text{在庫品増加} + \text{海外に対する債権の純増}) - (\text{資本減耗引当} + \text{個人貯蓄} + \text{政府経常余剰})]$ あるいは $[\text{市場価格表示の国民総支出} - (\text{国民所得} + \text{資本減耗引当} + \text{間接税} - \text{経常補助金})]$ という形で算出される。

f) 個人消費支出

家計と民間非営利団体の財貨サービスに対する最終支出額から、同種の売却額（主として中古品取引）と、海外に送られた現物贈与の純額とを控除して求められる。内訳項目の説明がある。家計消費支出は、いわゆる家計調査法より推計される。民間非営利団体消費支出は、「民間非営利団体等消費および投資調査」（経済企画庁）により求められる。そして、「海外における居住者の消費支出など」からなる項目中の居住者の海外消費支出は、主として家計調査法により、また、その控除項目である、海外現物贈与（純額）は、「日本貿易月報」（大蔵省）より求められる。

g) 政府の財貨サービスの経常購入

この項目は、政府の財貨サービスの購入から、一般政府の総固定資本形成を控除したものである。政府の財貨サービスの購入は、歳出総額から、次の控除項目を差し引くことにより算出される。すなわち会計間重複、補助金、出資および投資、個人への移転、国債費、政府の資本形成、その他等の項目である。

h) 国内総固定資本形成

この項目は、物的方法により資本財種類別に国内総固定資本形成を推計し、人的方法により、物的方法では推計できない主体別および産業別の総固定資本形成が推計される。

i) 在庫品増加

民間企業と政府企業に分けて推計される。民間企業は、法人企業と個人企業に再分される。法人企業については「法人企業統計季報」の全規模法人と資本金2万円以上の法人との棚卸資産残高の比率をもって全規模に拡大し、さらに標本替に伴う差額を調整し、この金額と前期末棚卸資産残高の差として推計される。政府企業の在庫品増加は、これらの企業の損益計算書から在庫品の期首期末増減額を算出し、期首期末の在庫評価調整をして求められる。

j) 輸出と海外からの純所得

輸出と海外からの所得の受払は、国際収支表の組み替えにより算出される。

以上が、「昭和41年国民所得統計」の推計方法の概要である³⁸⁾。

『昭和41年国民所得年報』以降、『国民経済計算年報（平成20年版）』までの間については、国民経済計算に関する自身の手持ちの『年報』はなく、かつインターネット上で内閣府経済総合研究所が開示している資料中にもない。

5. む す び

中央大学経済研究所における共同研究グループ“社会会計部会”は、2002年10月に、3年間の研究成果を『マイクロ環境会計とマクロ環境会計』として刊行した。筆者もこの部会に参画し、「マイクロ環境会計とマクロ環境会計のリンクに関する一考察」を寄稿した。その1節「企業会計と社会会計のリンクの系譜」で、企業会計とマクロ会計（社会会計）のリンクの議論は2種に大別されることを説いた。すなわち、1つは会計制度の視点からの議論であり、他の1つは、企業会計とマクロ会計の独自性を尊重した上で両会計を包摂する一般会計理論の構築を試みる議論である。前者の議論としてシュルター（Schulter, W.C.）の会計インスタチユート説とブレイ（Bray, F.S.）の経済会計説が、後者の議論としてマテシッチ（Mattessich, R.）やユー（Yu, S.C.）の議論があることを紹介し、拙稿では前者の議論の概要

38) 経済企画庁編（1966）235-262頁。

を紹介した³⁹⁾。

本稿は、1993SNA および2008SNA に焦点を合わせてマクロ会計の会計ルールについて検討し、わが国の企業会計ならびに社会会計のそれとの比較、検討を試みたものである。

結論的に言えば、企業会計と社会会計の会計ルールは、評価および記録時点に関しては、それぞれの対象領域および会計目的等が異なることから生じる相違点を除けば、違和感を持つような大きな相違点はないと結論付けることができる。かくして、会計ルールの視点からも、改めて社会会計は会計一族たりうることを指摘したい。

参考文献

- 浅野義光（1953）『国民所得と国民経済計算』解説社
川口弘（1956）『国民所得と国民所得会計』酒井書店
経済安定本部財政金融局国民所得調査室（1952）『昭和25年暦年国民所得調査報告』
経済安定本部財政金融局国民所得調査室（1952）『昭和26年暦年国民所得調査報告』
経済企画庁編（1959）『国民所得白書（昭和32年度）』
経済企画庁編（1960）『国民所得白書（昭和33年度）』
経済企画庁編（1961）『国民所得白書（昭和34年度）』
経済企画庁編（1962）『国民所得白書（昭和35年度版）』
経済企画庁編（1963）『国民所得白書（昭和36年度版）』
経済企画庁編（1964）『国民所得白書（昭和37年度版）』
経済企画庁編（1965）『国民所得白書（昭和38年度版）』
経済企画庁編（1966）『国民所得白書（昭和40年度版）』
経済企画庁編（1966）『国民所得統計年報（昭和41年版）』
経済審議庁（1953）『昭和二十六年国民所得報告』
小口好昭編著（2002）『ミクロ環境会計とマクロ環境会計』中央大学出版部
中央経済社編（2007）『会計法規集 最新・増補（第26版）』中央経済社
内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部編（2008）『国民経済計算年報（平成20年版）』
内閣府（2021）「歴史的資料 国民経済計算—内閣府」（www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/fil...）
Commission of the European Communities, International Monetary Fund, Organization for Economic Co-operation and Development, United Nations, and World Bank（1993）*System of National Accounts 1993*, Commission of the European Communities, International Monetary Fund, Organization for Economic Co-operation and Development, United Nations, and World Bank（邦訳：経済企画庁経済研究所国民所得部（1995）『1993年改訂版 国民経済計算体系 System of National Accounts 1993』）
Commission of the European Communities, International Monetary Fund, Organization for Economic Co-operation and Development, United Nations, and World Bank（2009）*System of National Accounts 2008*, Commission of the European Communities, International Monetary Fund,

39) 小口好昭編著（2002）257-282頁。

Organization for Economic Co-operation and Development, United Nations, and World Bank
United Nations (1953) *A System of National Accounts and Supporting Tables*, United Nations
United Nations (1960) *A System of National Accounts and Supporting Tables*, United Nations
United Nations (1964) *A System of National Accounts and Supporting Tables*, United Nations
United Nations (1968) *A System of National Accounting* , United Nations